

令和4年

第1回市議会定例会 意見書案第1号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年3月15日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	吉田崇仁
同	同	工藤恵美
同	同	遠山俊一
同	同	金澤浩幸
同	同	茂木修
同	同	松宮健治
同	同	市戸ゆたか
同	同	富山悦子
同	同	板倉一幸
同	同	小山直子
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	藤井辰吉
同	同	出村ゆかり
同	同	山口勝彦
同	同	中山治
同	同	池亀睦子
同	同	小林芳幸
同	同	荒木明美
同	同	紺谷克孝
同	同	島昌之

同
同

同
同

日 角 邦 夫
見 付 宗 弥

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高年齢者の社会参加を促進し、高年齢者の生きがいの充実、健康の保持促進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっていますが、インボイス制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

また、人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高年齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

以上のことから、インボイス制度の導入はセンターにとって、まさに運営上の死活問題です。

そもそも消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるための措置として、「インボイスによらず一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる」等の取扱いを講ずる必要があります。

よって、政府並びに国会は、センターの会員への配分金については、

インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年3月 日

函館市議会議長 浜野 幸子